■２０２３年度　水質検査結果（市内末端じゃ口年間平均値）

全ての末端じゃ口において水質基準をクリアしており、水質管理目標設定項目についても良好な結果となっていました。

●水質基準項目（法令で基準値を守ることとされている項目）

No.	項目及び単位 （　）は法令で定められた基準値を示す			明石川浄水場系 （大蔵海岸）	鳥羽浄水場系 （船上浄化センター）	西部配水場系 （大久保分署）	魚住浄水場系 （二見浄化センター）
－	水温	℃	－	19.1	19.0	19.4	19.0
1	一般細菌	個/mL	（100以下）	0	0	0	0
2	大腸菌	MPN/100mL	（検出されないこと）	<2	<2	<2	<2
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	（0.003以下）	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	mg/L	（0.0005以下）	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	mg/L	（0.01以下）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	mg/L	（0.01以下）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	（0.01以下）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム	mg/L	（0.05以下）	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	mg/L	（0.04以下）	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	（0.01以下）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	（10以下）	0.17	0.24	0.69	1.0
12	フッ素及びその化合物	mg/L	（0.8以下）	0.17	0.19	0.10	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	（1.0以下）	0.1	0.2	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	mg/L	（0.002以下）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	mg/L	（0.05以下）	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	（0.04以下）	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	mg/L	（0.02以下）	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	mg/L	（0.01以下）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	mg/L	（0.01以下）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	mg/L	（0.01以下）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	mg/L	（0.6以下）	0.16	0.10	<0.06	<0.06
22	クロロ酢酸	mg/L	（0.02以下）	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	mg/L	（0.06以下）	<0.001	0.003	0.006	<0.001
24	ジクロロ酢酸	mg/L	（0.03以下）	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	（0.1以下）	0.005	0.013	0.003	<0.001
26	臭素酸	mg/L	（0.01以下）	0.0011	0.0008	0.0001	0.0003
27	総トリハロメタン	mg/L	（0.1以下）	0.013	0.038	0.014	<0.001
28	トリクロロ酢酸	mg/L	（0.03以下）	<0.003	<0.003	0.004	<0.003
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	（0.03以下）	<0.001	0.005	0.004	<0.001
30	ブロモホルム	mg/L	（0.09以下）	0.008	0.017	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	mg/L	（0.08以下）	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	（1.0以下）	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	（0.2以下）	<0.01	<0.01	0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	mg/L	（0.3以下）	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	（1.0以下）	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	（200以下）	30	30	15	21
37	マンガン及びその化合物	mg/L	（0.05以下）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	mg/L	（200以下）	35	67	27	42
39	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/L	（300以下）	79	100	45	58
40	蒸発残留物	mg/L	（500以下）	190	240	120	190
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	（0.2以下）	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	mg/L	（0.00001以下）	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	（0.00001以下）	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	（0.02以下）	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	mg/L	（0.005以下）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/L	（3以下）	0.6	0.9	0.7	0.2
47	pH値		（5.8以上8.6以下）	6.9	7.1	6.9	6.7
48	味		（異常でないこと）	－	－	－	－
49	臭気		（異常でないこと）	－	－	－	－
50	色度	度	（5以下）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度	度	（2以下）	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

●水質管理目標設定項目（水質管理上留意すべき項目）

No.	項目及び単位 （　）は法令で定められた基準値を示す			明石川浄水場系 （大蔵海岸）	鳥羽浄水場系 （船上浄化センター）	西部配水場系 （大久保分署）	魚住浄水場系 （二見浄化センター）
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	(0.02以下)	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015
2	ウラン及びその化合物	mg/L	(0.002以下)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	(0.02以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
5	1,2－ジクロロエタン	mg/L	(0.004以下)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
8	トルエン	mg/L	(0.4以下)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	(0.1以下)	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
10	亜塩素酸	mg/L	(0.6以下)	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
12	二酸化塩素　（注1）	mg/L	(0.6以下)	－	－	－	－
13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
14	抱水クロラール	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
15	農薬類		(1以下)	<0.1	－	－	－
16	残留塩素	mg/L	(1以下)	0.5	0.5	0.5	0.5
17	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）　（注2）	mg/L	(10以上100以下)	79	100	45	58
18	マンガン及びその化合物	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	遊離炭酸	mg/L	(20以下)	6.5	3.3	4.2	6.1
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	(0.3以下)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
21	メチル-t-ブチルエーテル	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
22	有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	mg/L	(3以下)	0.8	1.2	0.8	0.3
23	臭気強度（TON）		(3以下)	<1	<1	<1	<1
24	蒸発残留物　（注2）	mg/L	(30以上200以下)	190	240	120	190
25	濁度	度	(1以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
26	pH値（注3）		(7.5程度)	6.9	7.1	6.9	6.7
27	腐食性（ランゲリア指数）　（注3）		(-1程度以上、極力0)	-1.7	-1.1	-2.1	-2.2
28	従属栄養細菌	個/mL	(2000以下)	<1	<1	<1	<1
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	(0.1以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	(0.1以下)	<0.01	<0.01	0.01	<0.01
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	mg/L	(0.000050以下)	0.000010	0.000016	<0.000005	<0.000005

（注1）浄水処理の消毒に使用していないため、検査を行いません。

（注2）目標値を超える場合もありますが、これは水道原水に含まれている「ミネラル成分」などによる影響です。
なお、基準値は下回っており安心してご利用できます。

（注3）水道管等に対する腐食の影響度を示すもので、「人の健康」や「水のおいしさ」等とは直接関係しません。